

# 社会保険への加入を徹底しましょう!

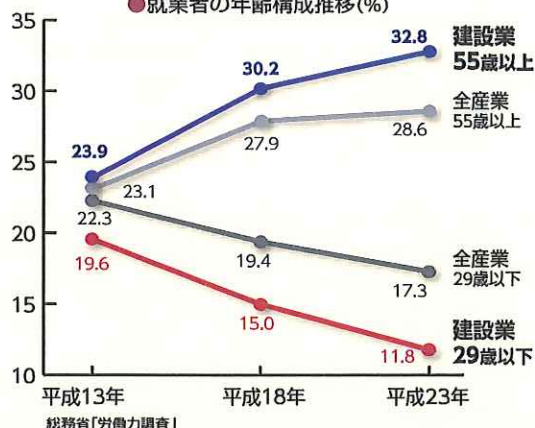
社会保険への加入は、法令上の義務です。

建設業では、若い人材が  
どんどん減っています。

『建設業=社会保険にすら入っていない業界』  
と思われ、若い人材が集まりません!

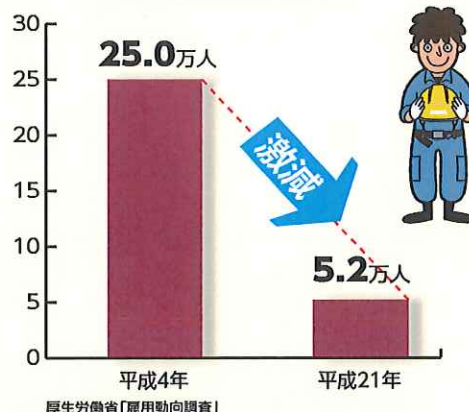
## 労働者の高齢化

● 就業者の年齢構成推移(%)



## 若年入職者の減少

● 24歳以下の入職者数(万人)



最低限の福利厚生(社会保険)を確保し、他産業に大きく劣る就労環境を改善しましょう。

未加入企業は不利になるおそれがあります。

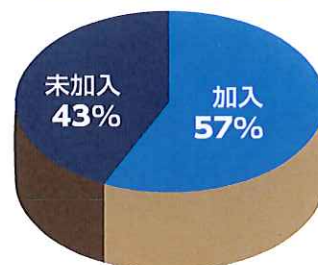
発注者には、法令違反の手助けとなる未加入企業への発注を慎むよう要請されています。

● 未加入の下請企業に発注する元請企業も同様です。

加入企業を認証する仕組みも実施予定です。

(例)  マーク

## 社会保険の加入状況



(注)平成23年10月調査；法令上の義務がある3保険への加入割合(調査対象：公共事業に携わった建設労働者)

【参考】元請78%、1次55%、2次44%、3次下請以下44%

法令上の義務である社会保険加入を徹底しましょう。



# 自社と下請企業の社会保険加入を徹底しましょう。

1

まず、自社の労働者を社会保険に加入させて下さい。



2

元請企業は、下請企業(含、2次下請以下)に社会保険に入るよう指導して下さい。

下請への指導

協力会社に対しては…

◆加入しているかを定期的に把握しましょう。

下請企業に対しては…

◆下請契約の前に、加入しているか確認しましょう。

◆施工体制台帳や再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄※を利用して、2次以下の下請も含め、加入しているか確認しましょう。

※「施工体制台帳」と「再下請負通知書」の記載事項に、再下請負人の保険加入状況が追加されました。(建設業法施行規則の改正)

●遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請けに選定しない取扱いとすべきです。

現場労働者に対しては…

◆工事現場に新規入場者を受け入れる際、作業員名簿の社会保険欄※を確認しましょう。

☆原則、労働者全員の加入が必要です。形式的には一人親方でも、実態として労働者と認められる場合は、一人親方とは扱われません。

※「作業員名簿」に被保険者番号記入欄が追加されました。(全建様式の改正)

●遅くとも平成29年度以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は、現場入場を認めない取扱いとすべきです。

未加入の場合

早期の加入を  
指導して下さい

未加入の場合

適切な保険に  
加入させるよう  
下請を指導して  
下さい

(出典)国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月)  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)



「知ってもらうこと」が重要です。

協力会社組織も活用しながら、工事現場でのポスターの掲示、講習会等により、**周知啓発**に努めましょう。



# 建設労働者の保険加入に必要な 社会保険料(法定福利費)を確保しましょう。

## 法定福利費の確保は、保険加入の大前提です!

✓ 発注者から法定福利費を確保し、下請に適正に支払う必要があります。

発注者に対しては…



下請労働者の法定福利費を含む金額の見積書を作成・提出して、法定福利費が確保された契約を結ぶよう、発注者に要請しましょう。

法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費です。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」では、「法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある」とされています。

(参考)建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

国から、発注者団体に、法定福利費を見込んだ額で契約するよう通知されています。

(国土交通省から元請団体等への通知、平成24年9月13日、<http://www.mlit.go.jp/common/000229422.pdf>)

公共工事では、法定福利費の会社負担分と本人負担分の両方が予定価格に算入されるようになりました。

下請企業に対しては…

見積依頼時には、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等によって、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう依頼しましょう。

★元請側が見積依頼の様式や見積条件を決めている場合は、これらを改正し、下請見積書に法定福利費を内訳明示するよう求めましょう。

下請企業との契約時には、下請見積書で内訳明示された法定福利費の額を尊重し、法定福利費を圧迫しないようにしましょう。

元請企業が、下請見積の法定福利費を尊重せず、一方的に削減したり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

(国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」;平成24年7月)





行政によるチェックが始まりました。

平成24年11月から、建設業の許可・更新時、経営事項審査(経審)時、そして事業所への立入検査時に加入状況を確認します。**未加入の場合には加入指導が行われます。**

未加入の場合  
指導に従わず

社会保険部局に通報され、強制加入措置を受けたり、状況によって建設業担当部局から監督処分を受けることがあります。

建設労働者が加入すべき社会保険等は？

株式会社など法人に勤めている労働者

常時使用する労働者が5人以上

雇用保険  
健康保険※1  
厚生年金保険

個人経営の事業所に勤めている労働者

常時使用する労働者が5人未満

雇用保険  
国民健康保険※1  
国民年金

一人親方※2

国民健康保険※1  
国民年金

※1：適法に国民健康保険組合(建設国保や全国土木建築国保等)に加入している場合は、健康保険(協会けんぽ)に入り直す必要はありません。  
※2：形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険に加入させて下さい。

よくあるご質問 (Q&A)

Q 下請に対する具体的な指導方法は？

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、行ってください。  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)

指導に当たっては、状況に応じてまずは口頭による指導を行うことも考えられますが、最終的には文書による指導を行うことで、指導の実績を残して今後の下請企業の選定等に役立てていくことが適切です。

Q これから年金をかけても年金の加入期間25年に達しないため払い損では？



年金受給に必要な資格期間は10年に短縮されました(平成27年10月～施行予定)。

また、年金保険は、病気等により初めて診療を受けた日や死亡した日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないなどの要件を満たせば障害年金や遺族年金にもつながります。

行政、発注者、元請、下請が一丸となって、社会保険加入に取り組んでいます。

- ▶ 「推進協議会」を結成して加入徹底を進めています。
- ▶ 各建設業団体では、「加入促進計画」を策定し、主体的に対策を進めています。

お問い合わせは

一般財団法人建設業振興基金 構造改善センター  
TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594  
受付時間：9時～12時 13時～17時(土日・祝日を除く)  
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/>



建設業法違反に関する通報窓口

国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」  
TEL 0570-018-240(全国共通) FAX 0570-018-241  
受付時間：10時～12時 13時30分～17時(土日・祝祭日・閉庁日除く)  
E-mail:kakekomi-hl@mlit.go.jp

加入手続きは

雇用保険：労働基準監督署 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>  
公共職業安定所 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>  
健康保険・年金保険：年金事務所 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

国土交通省「建設業の社会保険未加入対策」ポータルサイトはこちら  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000067.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html)

